

JETRO フィリピン：ビジネス活動正常化に向けた基本情報

(2020年11月23日時点)



感染者の動向

感染者数／1日*	1,455人(やや減少)
累計死者者数	8,025人
死亡者数／100万人	75人

(*11月15日～11月26日の平均) 出所 : WHO



行動・活動制限

活動制限

あり ※緩和傾向

実施主体

フィリピン政府 (IATF-EID : 新型感染症対策のための省庁横断タスクフォース)

具体的制限

- 政府は3月中旬から隔離措置を適用。11月は、マニラ首都圏と近隣のバタンガス州、ダバオ市等に比較的制限の少ない隔離措置(GCQ)、その他の地域に最も緩やかな隔離措置(MGCQ)を適用。
※厳格さ : ECQ>MECQ>GCQ>MGCQ
- 隔離措置のない段階「ニューノーマル」を検討中。

日本人学校

日本人学校はオンライン授業を実施しつつ、対面授業の再開時期を模索中。現地の基礎教育は10月5日始業だが、MGCQのみ対面授業が可能。



JETRO
マニラ事務所
吉田 晓彦

感染拡大の勢いが若干弱まり、経済活動の活性化に向けて行動制限を緩和

- 3月中旬から長らく広域隔離措置を行った結果、経済は疲弊。感染拡大の勢いは若干低下。
- 国主導の広域隔離措置とは別に、地方自治体が独自に厳格な措置を導入する例も増加。
- 経済活動加速に向けて規制緩和。ワクチンを確保すべく中国やロシア等と調整中。
- 感染対策と経済復興の両立を実現するために職場の感染対策ルールが強化され、通勤交通手段の手配やソーシャルディスタンスの確保等に伴う、企業の負担が増加している。
持続可能な「ニューノーマル」の社会やルールの在り方については未だ模索中。



空港再開／直行便

空港

運行中

日本からの直行便 (11月運航予定)

JAL:マニラ→東京週7便(東京→マニラ週3便)
ANA:マニラ→東京週10便(東京→マニラ週3便)
フィリピン航空:マニラ↔東京を週7～8便、名古屋、大阪、福岡を週3～4往復、東京↔セブを月1便
セブパシフィック航空:マニラ↔東京、名古屋を再開



日本人に対する入国制限

日本人の入国

原則不可

外務省渡航情報

レベル3：渡航は止めてください。
(渡航中止勧告：感染症)

制限措置概要

- フィリピン外務省は3月19日、国籍問わず外国人の査証(ビザ)の新規発給とビザ免除措置の一時停止、発給済みビザ無効化を発表。(経済特区の登録企業等の駐在員は有効ビザを復活)。
- 在京フィリピン大使館では、フィリピン外務省に特例的な入国許可を申請する手続きを案内中
(緊急性、重要性が高いと認められた案件のみ特別に入国制限が解除される)。



経済活動再開の状況

経済活動制限

主要規制・制限

- MECQ、GCQ、MGCQ対象地域では、製造業や主要なサービスは、通常の人員体制の50～100%で営業可能。ただし、MECQでは公共交通が運休するほか、移動の制限も厳しい。
- GCQ、MGCQ下では、店内飲食や理髪など感染リスクの高いサービスも、段階的に営業規模を拡大しつつある。ホテルはGCQから通常営業可能になる予定。展示会等はMGCQから限定期に可能。なお、酒場、子供向けプレイルームは禁止。

再開基準

- 大企業、中堅企業は、従業員に通勤シャトルサービスを提供し、感染の徵候が見られる従業員を一時隔離する部屋を設置することを求められる。職場ではマスクとフェイスシールドを着用、会合や食事等で人が集まる状況を避け、雇用主は従業員の感染状況を定期的に検査することが強く奨励されている。
- 職場外で感染した従業員の隔離措置、夜間外出禁止による残業制限等で、工場では出勤シフトを組みづらい状況。

現地経済および産業・企業の動き

- 長期の隔離措置の打撃を踏まえて、政府は20年の成長率を△6%、2021年を6.5～7.5%と予測。IMF(国際通貨基金)は、20年が△8.3%、21年が7.4%と予測。
- 第3四半期(7～9月)の成長率は11.5%減と発表。
- 20年7月の失業率は10%に改善(20年4月は17.7%)。ただし、19年7月は5.4%。
- 1～9月の輸出額は、前年同期比13.8%減。主力の電子部品に関し、業界は通年の輸出見通しを前年比26%減と予測。
- ASEAN自動車連盟は1～9月の自動車の販売台数は前年同期比44.6%減、同じく生産台数は同31.4%減と発表。
- 法人税など企業向け税制の抜本的見直しを規定する税制改革第2弾法案は第18次議会第2通常国会で審議中。



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

【出所】ジェトロ・フィリピン日本人商工会議所アンケート(6月8日～11日)

操業状況

- 操業規制が緩和された結果、**6月上旬時点で日系企業の95.6%（うち製造業95.0%、非製造業96.0%）**が操業再開済み。現時点で再開していないが再開の見込みが立っている企業は2.2%（製1.0%、非3.2%）、再開の見込みが立っていない企業は2.2%（製4.0%、非0.8%）。

※ 9月現在、PEZA登録企業は85%（製造業は91%、IT-BPOは77%）が再開。
 • 多くの日系企業は操業を再開したものの、特に製造業においては公共交通機関のキャパシティの低下やバランガイ（最小行政単位）毎の規制により、隔離措置が発動した3月中旬以前の70～80%程度しか従業員が出勤できていない状況。

サプライチェーン、物流への影響

- 3月中旬の隔離措置発動以降、マニラ港の通関・港湾機能が低下。通関済みコンテナ滞留や空コンテナ積み上げによるマニラ港閉鎖の可能性を運輸省長官が発表するなど一時は予断を許さない状況であったが、徐々に改善。調査では、日系製造業の53%が通関機能の低下を、27.2%が海上輸送の遅延を、9.9%が海上貨物料金の上昇を指摘。
- 3月中旬の隔離措置発動直後は、バランガイ（最小行政単位）が設置した検問所を貨物トラックが通過できない問題が発生していたが、その後フィリピン政府は検問所の撤収を指示。調査では、日系製造業の31.7%が国内物流機能の低下を指摘。
- 米国国内の物流機能低下に伴う同国でのコンテナ滞留により、輸送料金が高騰。

現在抱える課題、懸念

- （業績悪化）日系製造業の71.3%、非製造業の50.4%が、4～5月の売上が前年同期比で50%未満に低下。6～7月の売上が50%未満と見込む日系企業は、製造業が19.8%、非製造業が34.4%と改善。
- （資金繰り）日系製造業の45.5%、非製造業の31.2%が運転資金（留保資金）の切り崩しを実施。一方で資金繰りに陥っていないとした日系企業は製造業が44.6%、非製造業が56.8%。
- （入国制限）回答企業の日本人駐在員の29.8%が日本に一時帰国。入国禁止措置により、帰国中の駐在員や赴任者、出張者がフィリピンに入国できない状況。
- 大都市圏で、日本人がよく利用する病院（一部）の受入余力が少しづつ改善。



現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象に含むもの）

経済支援策

支援概要

工業団地賃料、公共料金の支払猶予	フィリピン経済特区庁（PEZA）直轄の経済特区の2020年4月と5月の賃料や電気、水道などの公共料金の支払猶予期間を設定。
労働者向け補助制度	新型コロナウイルスの感染拡大を受けて柔軟な勤務形態による働き方（フレキシブルワークアレンジメント）を導入したかまたは一時操業停止となった私企業に勤務する労働者に対して一人あたり5,000ペソ支給。
一時解雇期間の延長	最長半年までの一時解雇期間を1年に延長。
住居賃料および中小企業の商業用の賃料支払猶予	住居賃料および中小企業の商業用の賃料について、隔離措置を撤廃した日または政府が業務再開を認めた日のいずれか早い方から30日間、利息、罰金、その他料金なしで支払猶予期間を設定。
中小零細企業向け低金利融資制度	金利0.5%、支払猶予期間は新型コロナに起因する経済危機の終息時点までとし、資本金300万ペソ以下の零細企業は1万～20万ペソ、資本金1,000万ペソ以下の中小企業は50万ペソまで貸し付ける。
コロナ関連費用の課税所得控除	PEZAの登録企業は従業員への臨時宿泊施設手配やシャトルバスの提供などの新型コロナ対策費用を課税所得より控除可能。

出所：PEZA、労働雇用省、貿易産業省、運輸省、中小企業金融公社
 貿易産業省 投資委員会（BOI）企業支援サイト <https://boi.gov.ph/covid-19-resources/>



ジェトロからのお知らせ

関連サービス

- フィリピンにおける新型コロナウイルス対応状況（ジェトロウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/#page_ph
- ジェトロメンバーズの方に向けて、毎日、海外の政治・経済の速報記事を配信中。

お問い合わせ

（国内）

新型コロナウイルス相談窓口
 TEL : 03-3582-5651

（平日9時～12時/13時～17時
 （土日、祝祭日を除く））

（海外）

在フィリピン日系企業相談窓口
 ジェトロ・マニラ事務所
 MLA@jetro.go.jp